

図書館の電子情報サービスへの対応方針

I. 策定の目的

杉並区立図書館(以下「区立図書館」という。)は、平成 24 年度に「杉並区立図書館サービス基本方針」を策定し、今後 10 年間の望ましい図書館サービスのあり方とその実現に向けての取組の方向性を明らかにし、これに基づいて各種図書館サービスを推進しています。

「図書館の電子情報サービスへの対応方針」(以下「対応方針」という。)は、杉並区実行計画及び杉並区教育ビジョン 2012 推進計画に基づき、急速に情報通信技術が進展する中、図書館に関する電子情報サービス(以下「図書館電子情報サービス」という。)を活用して、更なる図書館サービスの向上を図るために定めるものです。

II. 各種図書館電子情報サービスの対応方針

1. 図書館システム

(1) 概要

「図書館システム」は、図書館資料の検索・予約・貸出などについて、電算システムにより運営する、図書館の基幹サービスとなるものです。

同システムにより、利用者は自宅等からインターネットを通して、必要とする図書館資料を検索及び予約することができます。

(2) 現状と課題

区立図書館では、昭和 57 年(1982)からシステム化が進められ、下記の「図書館システム構築の主な経過」に示すとおり、図書館の利用に当たって求められる機能を付加しました。現在では、240 万冊の蔵書管理、16 余万人の登録利用者管理、そして年間 470 万冊の資料貸出に対応しています。

また、平成 13 年から、図書館ホームページを開設し、図書館だけでなく、自宅でも図書館資料を調べ、予約することができます。平成 24 年には、図書館システムを更新し、新たに、新着図書お知らせメール、マイライブラリー、順番予約等のサービスを開始しました。

特別区では、全ての区において図書館システムが導入されていますが、本区の図書館システムは、他の区と比べても高い水準のサービスを提供しています(資料 1 参照)。

【図書館システム構築の主な経過】

- 昭和 57 年・・・図書カード目録を電子データ化
- 昭和 59 年・・・バーコード利用の貸出手続きを導入
- 平成 13 年・・・Web 蔵書検索システムを稼働
- 平成 14 年・・・インターネットでのリクエストサービスを開始
- 平成 24 年・・・図書館システムを更新

(3) 方針

現在の図書館システムは、一般的な公立図書館で実用化されているサービスに加え、今後の新たな電子情報サービスへの拡張性も十分備えています。

このため、引き続き、現図書館システムによるサービス提供を実施してまいります

2. DAISY資料

(1) 概要

「DAISY 資料」は、Digital Accessible Information System (誰でも使える情報システム)の略称で、デジタル録音された、音声による図書資料です。

こうした DAISY 資料は、視覚障害者をはじめ、高齢等により文字を読むことが困難な方々に対して、文字に代わり、音声で雑誌や図書資料の内容を提供する図書館サービスであり、今後ともニーズが高まるものと想定されます。

(2) 現状と課題

区立図書館では、これまでボランティアと連携して DAISY 資料を作成し、平成 28 年 1 月現在、朗読録音 CD (DAISY 規格) を 130 タイトル保有し、平成 26 年度の総貸出数は、1,582 件となっています。

特別区では、全ての区で取り扱っており、その保有タイトル数は 1 万件となっていることから、本区としてもより一層の充実が求められます(資料 2 参照)。

(3) 方針

区立図書館では、公立図書館の責務として、読書のユニバーサル化を向上させるため、ボランティアとの協働を一層促進する等により、タイトル数の充実を図ります。

また、このサービスについて、関係団体に直接出向いての説明会を開催するなどにより、区内の障害者や高齢者の方々に対する周知等に努め、利用促進を図っていきます。

3. 電子書籍

(1) 概要

「電子書籍」は、書籍をデジタルデータにし、パソコンや電子書籍リーダーなどを使って利用するものです。

この電子書籍には、画面スクロールや文字拡大、音声読み上げの機能があり、利用者が必要に応じて活用することができます。また、窓口での貸出や返却の手間がかからない等の利点があります。

(2) 現状と課題

電子書籍については、一定のメリットがあり、近年、総タイトル数が増加傾向にあります。一方、未だコミック類がその中心であること、利用に当たっては高額な機器等が必要であることに加え、電子書籍のデータ規格が統一されておらず著作権上の問題もあるため、区立図書館では取り扱うに至っていません。

特別区では、配信サービスを行っている 1 区と、一部図書館内での閲覧サービスを行っている 1 区のみに残っています(資料 2 参照)。

(3) 方針

電子書籍は、省力化や読書のユニバーサル化、図書館で収集対象とするタイトル数の大きな増加が見込める等のメリットがある一方、課題も多いことから、当面は区立図書館への導入はせず、民間によるサービスを含めた電子書籍の普及状況等を見定めた上で、適切な時期に、改めて検討することとします。

4. 音楽配信サービス

(1) 概要

「音楽配信サービス」は、音楽をデジタルデータにし、インターネットにより利用者に配信するサービスです。

この音楽配信サービスのメリットは、音楽配信サービス事業者と契約することで、音源を予め備えて置かなくても利用者への提供が可能となることが挙げられます。

(2) 現状と課題

音楽配信サービスは、民間によるサービスが充実している実態にあります。音楽配信に関して一定額の費用が必要になりますが、配信数が契約により限定されるため利用者が求める音楽を鑑賞することができない等の課題があり、区立図書館では取り扱うに至っていません。

特別区では、配信サービスを行っている1区と、図書館内のみでの閲覧サービスを行っている1区のみに残っています（資料2参照）。

なお、音楽に関する図書館サービスとして音楽CDの貸出を行っていますが、音楽配信などの民間事業者サービスの充実により、平成14年度以降は新規のCD購入を行っていません。

(3) 方針

音楽配信サービスは、民間によるサービスの実態等を踏まえ、区立図書館では取り扱わないこととします。また、今後、区立図書館における蔵書管理の適正化を定期的に進める中で既存のCDは順次、除籍することとします。

5. デジタルアーカイブ

(1) 概要

「デジタルアーカイブ」とは、紙などを媒体とするアナログ資料をデジタル化し、保存・活用することです。このデジタルアーカイブ事業は、国立国会図書館を牽引役として、社会の知識インフラの拡充に向けて、その推進が図られています。

(2) 現状と課題

図書資料のデジタルアーカイブ化は、地域の歴史・文化等を保存・継承するための有効なツールの一つです。一方、図書資料の種類等によっては、デジタルアーカイブ化に関する著作権や肖像権などの法的問題もあり、区立図書館では取り扱うに至っていません。

特別区では、8区でデジタルアーカイブを実施し、地域の古地図や行政資料をデジタル化して公開していますが、公開資料件数はそれ程多くありません（資料2参照）。

(3) 方針

近年、杉並区で刊行した行政資料の多くは、デジタル化され、杉並区の公式Webサイト上で参照できますが、概ね平成12年以前の行政資料については、デジタル化されていません。また、区立図書館には、行政以外の地域資料や昭和40～50年代に杉並区が作成した地域に関する16ミリフィルムがありますが、そのデジタル化は行っていません。

これらの行政資料をデジタルアーカイブ化し、広く公開することは、杉並区の地域への愛着の醸成にも寄与するものであるため、今後、著作権等の課題を

踏まえつつ、関係部局と調整の上、デジタル化すべき行政資料について、順次、デジタルアーカイブ化を図っていきます。

6. IC タグ

(1) 概要

「IC タグ」は、無線通信機能とデータ記憶装置を備えた微小な電子チップ (IC タグ、RFID) を図書資料に貼付し、蔵書の管理を行うシステムです。

そのメリットとしては、蔵書管理の省力化、大幅な効率化のほか、自動貸出機を導入すれば、利用者自身の操作で貸出手続きを行うことなどが挙げられます。

(2) 現状と課題

区立図書館は、現在、資料番号を記録したバーコードシールによって図書館資料を管理しています。

一方、IC タグは、低価格化が進んでいますが、バーコードシールと比較すると高額で、区立図書館の 200 万冊を超える資料全てに貼付する場合、相当の経費が必要となります。また、IC タグは、それ自身小型の精密機器の側面もあり、破損や性能維持期間などの技術的課題があるため、区立図書館への導入には至っていません。

特別区では、総蔵書数が 100 万冊以下程度の区を中心に、13 区で IC タグを導入しています (資料 3 参照)。

(3) 方針

IC タグについては、種々のメリットがある一方、課題も多いため、当面は、区立図書館への導入はせず、現在のバーコードシールによる管理を継続することとします。その上で、今後の電子書籍の導入など図書資料自体のあり方との関連を含め、適切な時期に、改めて総合的な視点から検討することとします。

7. SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

(1) 概要

「SNS」は、記述、写真、動画をアップロードすることで、多数のインターネット利用者とのコミュニケーションを図る Web サイトサービスです。Twitter、Facebook、LINE などが活用されています。

(2) 現状と課題

区立図書館では、指定管理館である宮前図書館が、休館日や読み聞かせ会など、図書館の催しや日程の一部を試行的に Twitter により掲載しています。

SNS では、発信される情報内容とともに発信者の個性や主張が価値を生み、活用を高めます。また、双方向的に対応する場合には、返信や対応を迅速に行い、受信者との相互コミュニケーションを図る必要があります。その一方で、即応性や中傷的記載への対応等を含めた体制のあり方等についても、区として検討・整理する必要があります。

特別区では、SNS を 3 区で運用しており、1 区で運用準備しています (資料 3 参照)。

(3) 方針

ツイッターやフェイスブックといった SNS は、区からの情報発信や区と区民が情報交流を行う今日的な手段です。区では、平成 27 年に「杉並区ソーシャ

ルメディア活用ガイドライン」を策定し、これらのソーシャルメディアを適切かつ円滑に運用するためのルールを定めたところであり、今後、区立図書館における SNS 活用について、全庁的な推進状況等を踏まえつつ、検討を進めていくこととします。

Ⅲ. 電子情報サービスの推進に向けて

区立図書館における電子情報サービスについては、当面、現行の図書館システムの適切な運用のほか、DAISY 資料の周知・充実、行政資料のデジタルアーカイブ化を進め、図書館サービスの更なる向上を図っていきます。

加えて、電子書籍や IC タグなど、他の電子情報サービスについても、引き続き、情報収集及び調査・研究等を行い、その状況等に応じて、適切な時期を捉えて電子情報サービスの充実を検討していきます。

今後とも、これらの電子情報サービスに加え、総体としての図書館サービス充実を図ることを通して、「杉並区立図書館サービス基本方針」に掲げた図書館像の具現化を目指していきます。